

## 第 12 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年12月22日 午後3時00分から4時10分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香 川 雅 彦	出席	11	前 田 和 宏	出席
2	安 田 敏	出席	12	貞 廣 涉	出席
3	田 守 康 浩	出席	13	茂古沼 憲 宏	出席
4	吉 田 容 章	出席	14	飯 尾 誠	出席
5	菅 原 博	出席	15	太 田 健 一	出席
6	久 保 靖 彦	出席	16	白 川 勝	欠席
7	林 雅 浩	出席	17	高 野 春 夫	出席
8	田 辺 剛	出席	18	田 守 文 夫	出席
9	鈴 木 賢	出席	19	茂古沼 美 則	出席
10	辻 和 義	欠席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農 地 振 興 係 主 任 専 門 員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
  - 11番 前田 和宏 委員
  - 12番 貞廣 涉 委員

### 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第3号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 土地の現況証明願について
- 議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について  
議案第8号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和5年第12回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は17名であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。

議事録署名委員は、11番 前田委員、12番 貞廣委員を指名します。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第9項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。

次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第3号は報告済みといたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第6項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど、議案第2号において、農地法第3条の規定による賃借権等設定の申請が、第2項につきましては、議案第4号において、農地法第5条の規定による許可申請が、第3項から第5項までにつきましては、議案第7号において、買入協議の要請が、第6項につきましては、議案第8号において、あっせんの申出がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第6項までについて、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第6項までについては、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼憲宏委員から、調査報告をお願いいたします。

13番 12月20日に借主とお話をしております。こちらの土地は、これまで他の方が耕作されておりましたが、12月1日に解約が成立しております。その後、貸主より他の土地をあっせんにて耕作されている今回の借主にお話が回ってきて、耕作してもらえないかということになったようです。賃貸料につきまして、少し地域の平均よりは高めではありますが、赤土で平らなとても条件の良い土地でありますので問題はないと思われま  
す。以上です。

議長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 この案件ですが、今日14日に借主にお話を伺ってまいりました。これまで、あつ  
せんで他の方が耕作されておりましたが、終期を迎え今回の借主が耕作するというお  
話を聞いております。賃貸料につきましては、地域の平均でありますので問題はない  
と思われま  
す。以上です。

議長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ありませ  
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

次に、議案第3号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第  
1項の件を議題といたします。

第1項については、菅原委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関す  
る法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

菅原委員退席ため暫時休憩とします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
議案第3号第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農家住宅を建設するために、農用地区域内から除外及びマス

タープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、2ページから3ページです。

なおこの土地は、農業用施設用地のため、農地法の規定によります転用許可は不要であります。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

菅原委員入室のため、暫時休憩とします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

本件につきましては、電気事業法に基づく送電鉄柱を建設するために、農用地区域からの除外及びマスタープランの変更をするための諮問であります。

「調査書」につきましては、4ページから6ページとなっております。

申出者が、音更変電所から土幌変電所間を結ぶ送電線の建設で、周辺住民に迷惑をかけるおそれの少ない場所であることなどを総合的に判断し、土地の一部を借用して設置することとしたものであります。

なお、電気事業法に基づく送電鉄柱の建設については、農地転用許可は不要であります。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第3項朗読、説明）

本件につきましては、農業振興地域制度に関するガイドラインに基づく農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、7ページから8ページです。

なお、この土地は、登記及び現況地目ともに山林のため、農地法の規定によりまず転用許可は不要であります。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第3号第3項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第4項朗読、説明）

本件につきましては、音更町が浄水場を建設するために、農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、9ページから10ページです。

なお、土地収用法に基づく用地買収につきましては、農地転用許可は不要であります。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第3号第4項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第5項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第5項朗読、説明）

本件につきましては、農家住宅を建設するために、農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、11ページから12ページです。

なおこの土地は、農業用施設用地のため、農地法の規定によります転用許可は不要であります。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第3号第5項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

本件につきましては、転用者が既存施設の拡張のため、飼料置場を建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の13ページから18ページのとおりで、位置図及び配置図は17ページ及び18ページのとおりで、181平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の13ページにあるとおり、甲種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられ、農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地施行規則法第35条第1項第5号の例外許可事由にあたりと考えられます。

一般基準につきましては、「調査書」の14ページ及び15ページにありますとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の残高証明書が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に影響を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

12番 こちらの件ですけれども、先日、現地を確認してきております。先月の案件にもありましたが、非農地として現況証明の現地報告いたした土地に隣接する部分でありまして、面積的には181平方メートルということで、そんなに大きな面積ではないのですが、隣接する畑の耕作者の方もご理解いただいた中での今回の転用ということで、他にスペースがなく、やむを得ない状況と考えておりますので、許可相当であると思われま。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の19ページ及び20ページのとおりであります。利用状況は農業施設となっております。以上です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

18番 この案件ですけれども、先月、11月28日に事務局とともに現地確認をしてまいりました。土地の所有者ですが、隣接する農地の売買に向けて地目の整理をするということで、「調査書」の20ページのとおり、格納庫と宅地周りの木が生えて耕作できない部分について必要最小限の面積での願出であると確認してまいりました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の21ページ及び22ページのとおりであります。利用状況は農業施設となっております。以上です。



議 長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

18番 この案件も、11月28日に事務局とともに土地所有者立会いのもと現地の調査を  
してお話を聞いてまいりました。世代交代するのにあたって土地の整理をするという  
お話でありました。倉庫と格納庫が農地にはみ出た必要最小限の部分についての願出  
であると確認してまいりました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ありません  
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、願出のとおり証明することに決定  
いたします。

続きまして、議案第5号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め  
ます。

事務局長 (議案第5号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の23ページ及び24ページのとおりで  
あります。利用状況は農業施設となっております。以上です。

議 長 議案第5号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
林委員から調査報告をお願いいたします。

7番 11月28日に事務局とともに土地所有者立会いのもと現地を確認してまいりまし  
た。宅地周りの地目の整理を終了後、息子さんへ経営移譲をするということで、土地  
の利用状況に合わせた最小限の地目変更であると思われれます。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第3項について、願出のとおり証明することに決定  
いたします。

続きまして、議案第5号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第5号第4項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の25ページ及び26ページのとおりであります。利用状況は農業施設及び雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第5号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

13番 12月の中旬に事務局とともに現地を確認してまいりました。宅地の左手に池、奥の方に資材置場等広く使われておりまして、現況は農地になっていないという状況であります。住宅の右手の方にD型ハウスがありまして、その部分も畑から変更ということになります。最小限の変更であると思われまます。以上です。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ありませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第5号第4項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第4項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項及び第2項の件を議題といたします。

第1項及び第2項の件については、林委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

林委員退席ため暫時休憩とします。

（休 憩）

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第6号第1項及び第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第6号第1項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。つきましては、第2項をご説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。

（議案第6号第2項朗読、説明）

以上、議案第6号第1項及び第2項につきましては、別添「調査書」27ページの

とおりに旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項及び第2項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項及び第2項について、決定いたします。  
林委員入室のため、暫時休憩とします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
続きまして、議案第6号第3項の件を議題といたします。  
第3項については、貞廣委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。  
貞廣委員退席ため暫時休憩とします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
議案第6号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第6号第3項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第6号第3項につきましては、別添「調査書」27ページのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第3項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第3項について、決定いたします。  
貞廣委員入室のため、暫時休憩とします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
続きまして、議案第6号第4項から第14項までの件を議題といたします。  
事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第6号第4項から第10項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第11項からご説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。

(議案第6号第11項から第14項朗読、説明)

以上、議案第6号第4項から第14項までにつきましては、別添「調査書」28ページから31ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第4項から第14項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第4項から第14項までについて、決定いたします。  
次に、議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項から第3項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第3項までについて、音更町に対し、買

入協議の要請をすることに決定いたします。

続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 （農用地利用調整委員の発表）

議 長 　ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんは、よろしくお願ひいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第8号第1項から第7項朗読、説明）

議 長 　説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。茂古沼憲宏副部会長から報告をお願いいたします。

13番 　第1項、然別地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、然別地区のBさん（56歳）を選定いたしました。

第2項、鈴蘭地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、鈴蘭地区のDさん（55歳）を選定いたしました。

第3項、然別地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、然別地区のFさん（46歳）を選定いたしました。

第4項、柳町南区東地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、柏葉地区のHさん（46歳）、柏葉地区のIさん（57歳）の2名を選定いたしました。

第5項、双葉地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、柏葉地区のKさん（42歳）、柏葉地区のLさん（56歳）の2名を選定いたしました。

第6項、北蘭西地区のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、下牧地区のNさん（52歳）を選定いたしました。

第7項、木野7地区のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、然別地区のFさん（46歳）を選定いたしました。以上です。

議 長 　ただ今、茂古沼憲宏副部会長からあっせんの適格者の報告がありました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ありませんか。

委 員 　（全員なし）

議 長 　議案第8号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 　（全員異議なし）

議 長 　ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定

いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議 長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんは、よろしく  
お願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に  
事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和5年第12回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時10分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年12月22日

議 長 　高 野 春 夫